

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 公 告

ページ

- 黒崎バイオマス発電施設整備事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見書【環境局環境監視部環境監視課】

2

北九州市公告第470号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定により令和3年北九州市公告第173号で縦覧に供した黒崎バイオマス発電施設整備事業に係る環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見書を作成したので、条例第16条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年7月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 施設供用後の排水の影響について

施設供用後の排水による溶存酸素への影響については、年平均値に加え、濃度低下が顕著となる夏季においても予測し、及び評価し、評価書に記載すること。

2 土壌汚染対策について

工事に伴い発生する土壌及び排水に含まれる有害物質の流出を防止するため、排水処理の方法等、具体的な対策内容を評価書に記載すること。

3 温室効果ガスの排出削減について

施設供用後における燃料の調達から使用までを含む事業全体の温室効果ガス排出削減対策について、パリ協定や今後改定される本市の地球温暖化対策実行計画等、国内外の最新動向を踏まえ、事業者として必要な措置を講ずるよう長期的な視点で検討すること。